大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和２年10月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ラ・ムー燕吉田店

所在地　燕市吉田東栄町73番４　外

設置者　大黒天物産株式会社　他１者

２　変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ラ・ムー燕店

（変更後）ラ・ムー燕吉田店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ツルハ　代表取締役　鶴羽　順

（変更後）株式会社ツルハ　代表取締役　八幡　政浩

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ツルハ　代表取締役　鶴羽　順

（変更後）株式会社ツルハ　代表取締役　八幡　政浩

３　変更年月日

(1) 平成30年４月26日

(2) 令和２年８月25日

(3) 令和２年８月25日

４　変更の理由

(1) 大規模小売店舗の名称が正式に決定したため

(2) 大規模小売店舗を設置する者の一部の代表者を変更したため

(3) 小売業を行う者の一部の代表者を変更したため

５　届出年月日

令和２年10月16日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

（なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和２年10月27日から令和３年２月27日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp